

校則改定・廃止の手続き

- 1 校則の改定・廃止を要望する場合、評議会に議題を提案し、審議のうえ議決する。
- 2 前項の規定に則った議決があった場合、提案書を特別活動部が受理する。
- 3 担当分掌が審議・原案を作成し、運営委員会で審議する。
- 4 運営委員会後、校則の改定・廃止等を決定する。
- 5 決定後、生徒及び保護者に周知する。

※校則については「西高生のしおり」に掲載